

ごみの正しい分け方について

住民の皆さまからごみの分別について問い合わせの多い品目をご紹介します。
ごみは正しく分けることにより資源になります。

■間違えやすい品目

品 目	正しい分け方
一辺50cm未満の下記品目 プラスチック製品（おもちゃ・洗剤容器・食用油容器・卵パックなど）、 ビデオテープ、CD、DVD、革製品（カバン・靴など）	可燃ごみ
中身を抜いたスプレー缶類（整髪料・殺虫剤・カセットボンベ）、 針金ハンガー、鎖・チェーン	金属
ガラス製品（哺乳瓶・耐熱鍋・コップなど）、電球	雑芥
画びょう、くぎ	危険ごみ

■町で収集しない品目

品目	出し方
小型テレビ (大きさ問わず)	<u>雑芥では出せません</u> 。一般のテレビ同様、購入店又は買い替えるお店で引き取ってもらうか、許可業者（㈲松伏清掃事業 ☎991-3011、東武商事㈱ ☎992-1039）へ依頼してください。ただし、車載用液晶テレビなど一部家電リサイクル法対象外の製品があります。不明な点は家電リサイクル券センター（☎0120-319640）へお問い合わせください。
消 火 器	<u>雑芥では出せません</u> 。(株)消火器リサイクル推進センター（☎03-5829-6773）へお問い合わせください。
ペンキ、廃油	<u>雑芥では出せません</u> 。購入店へご相談ください。

ついていませんか？住宅用火災警報器

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

住宅火災における死者の数は、毎年1,000人を超える傾向にあり、大半が逃げ遅れることにより、尊い命を失っています。

大切な家族と住まいを守るのは日々の用心と備えからです。埼玉県では、平成21年中に住宅用火災警報器による奏功事例が58件あります。皆さん、住宅用火災警報器を設置しましょう。

<設置が必要な場所>

☉ …住宅用火災警報器

